

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号、平成 20 年（行ウ）第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

準 備 書 面 31

平成 22 年 9 月 17 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

区画街路 10 号線の交通広場の面積に関する違法性 — 主に昭和 63 年のパーソ
ントリップ調査の数値を用いて昭和 28 年式によって 5,300 m²を算出したとする世田
谷区の主張の不合理性に関する世田谷区の反論（世田谷区準備書面(11)、(12)）に
対する再反論

目 次

第 1 世田谷区の反論に理由がないことについて

- 1 世田谷区準備書面(10)までにおける世田谷区の主張の変遷
- 2 原告準備書面 25 における原告らの主張の骨子
- 3 原告らの主張に対する世田谷区の反論に理由がないことについて

第 2 世田谷区の主張がまったく証明されていないことについて

- 1 裏付証拠がまったくない世田谷区の主張
- 2 世田谷区の主張の骨子
- 3 世田谷区の主張を裏付ける証拠の欠如と同主張に反する証拠の存在
- 4 事実に反するその場しのぎの出鱈目な主張を繰り返す世田谷区

第3 まとめ

- 1 世田谷区の主張自体の不合理性と証拠の欠如・反対証拠の存在
- 2 主張の変遷、証明の欠如、主張内容自体の不合理性を象徴する世田谷区準備書面(11)、(12)の主張

第1 世田谷区の反論に理由がないことについて

1 世田谷区準備書面(10)までにおける世田谷区の主張の変遷

原告準備書面 25 で詳述したとおり、世田谷区は、区画街路 10 号線の交通広場の面積の算定方法について、原告らの反論を受けて、この訴訟において、以下のとおり、主張を変遷させた。

- (1) 世田谷区は、当初、昭和 48 年式に基づいて、5,300 m²という面積を決定した旨主張していた（世田谷区準備書面 (1)）。
- (2) ところが、世田谷区は、原告らから、昭和 48 年式で算出された必要面積は、設定施設数が最も多い場合でも 1663 m²であること（丁 8・54 頁）を指摘されると、その主張を変え、昭和 28 年式による算定面積の値を持ち出し（世田谷区準備書面 (2)・3 頁）、さらに、昭和 28 年式による算定と昭和 48 年式による算定を併せて行い、昭和 28 年式により算定された面積又は昭和 48 年式による算定値のうち、大きい方の値を基に 5,300 m²という面積を決定した旨主張するに至った（世田谷区準備書面 (3)・12 頁）。
- (3) そして、世田谷区は、昭和 63 年のパーソントリップ調査の結果である下北沢駅の乗降人員 59,699 人を基に設定した 60,000 人という乗降人員を昭和 28 年式の算定式にあてはめて、 $0.088 \times 60,000 = 5,280 \approx 5,300$ m²という計算により、5,300 m²という面積を算出したと主張した。（世田谷区準備書面(10)・2 頁、世田谷区準備書面 (8)・3 頁）

2 原告準備書面 25 における原告らの主張の骨子

以上の世田谷区の主張の変遷に対し、原告らは、準備書面 25 において、以下の項目にわたり、世田谷区の主張に理由がないことについて詳述した。

- (1) 昭和 28 年式と昭和 48 年式で計算された面積のいずれか大きい方を基に広場面積を決定するとの世田谷区の主張に理由がないこと
- (2) 下北沢駅について、昭和 28 年式を用いることが可能であるとの世田谷区の主張に理由がないこと

- (3) 昭和 28 年式の計算にはパーソントリップ調査の数値を用いるとの世田谷区の主張に理由がないこと
- (4) 仮にパーソントリップ調査の数値を使うという世田谷区の主張を前提としても昭和 63 年の結果を用いることは不合理であること

3 原告らの主張に対する世田谷区の反論に理由がないことについて

- (1) 上記原告主張 (1) に対する世田谷区の反論に理由がないことについて

ア 原告らは、原告準備書面 25 において、上記原告主張 (1) (昭和 28 年式と昭和 48 年式で計算された面積のいずれか大きい方を基に広場面積を決定するとの世田谷区の主張に理由がないこと) について、被告らが提出した丙 12 号証等の証拠を示して主張を行った。

イ これに対し、世田谷区は、「丙第 12 号証は、単に、48 年式による算定では 1,900 m²、28 年式による算定では下限式 5,300 m²、標準式 7,200 m²、上限式 7,700 m²という結果になると記載しているに過ぎず (丙第 12 号証 18 頁)、下北沢駅については昭和 28 年式を下回る面積とすることができるなどとはしていない。」と反論する。(世田谷区準備書面(11)・3 頁)

ウ しかし、原告準備書面 25 で主張したように、丙 12 号証は「必要面積算定の結果、約 1900 m²～7700 m²の面積が必要と算定された」としているが (丙 12・18 頁)、仮に、昭和 28 年式と昭和 48 年式で計算された面積のいずれか大きい方を基に広場面積を決定する必要があるならば、「約 1900 m²～7700 m²の面積が必要」ではなく、「約 5300 m²～7700 m²の面積が必要」となるはずである。

ところが、丙 12 号証は、昭和 28 年式の算定結果よりも格段に小さい昭和 48 年式の算定結果も含めて、必要面積算定の結果、「約 1900 m²～7700 m²の面積が必要」と算定されたとしているのであるから、同報告書が、下北沢駅の交通広場について、昭和 28 年式を下回る面積とすることができることを前提にしていることは、明らかである。

したがって、世田谷区の上記反論には理由がない。

(2) 上記原告主張 (2)に対する世田谷区の反論に理由がないことについて

ア 原告らは、上記原告主張 (2) (下北沢駅について、昭和 28 年式を用いることが可能であるとの世田谷区の主張に理由がないこと) について、以下の主張をした。

(ア) 世田谷区が提出した丁 44 号証にあるように、昭和 28 年式については、「1 日平均乗降客数が 10 万人を越える駅の設計には本式を用いないものとする」とされている (丁 44・111 頁)。

(イ) 下北沢駅の 1 日平均乗降客数は 10 万人を超える (乙 6・126 頁、甲 70・2-130 頁)。

(ウ) したがって、下北沢駅については、昭和 28 年式を用いることができない。

イ これに対して、世田谷区は、原告らの上記 (ア) (イ)の主張を争っていない。

原告らの上記 (ア) (イ)の主張は、世田谷区を含む被告らが提出ないし作成した報告書等に裏付けられた主張であるので、争いようがないのである。

ウ 世田谷区は、世田谷区準備書面(11)において、1 日平均乗降客数の内容について説明するものの、そもそも原告らの上記 (ア) (イ)の主張事実が認められる以上、下北沢駅については、昭和 28 年式を用いることができないのである。

したがって、世田谷区の主張は反論の体をなしておらず失当である。

(3) 上記原告主張 (3)に対する世田谷区の反論に理由がないことについて

ア 原告らは、原告準備書面 25 において、上記原告主張 (3) (昭和 28 年式の計算にはパーソントリップ調査の数値を用いるとの世田谷区の主張に理由がないこと) の理由として、乙 6 号証、甲 134 号証では、昭和 28 年式による算定をするにあたって、パーソントリップ調査の結果 (59,699 人) ではなく 1 日平均乗降客数 (乙 6 では 144,658 人、甲 134 では 146,700 人) が用いられていることを指摘した。

イ これに対して、世田谷区は、乙 6 号証や甲 134 号証の調査は、下北沢駅前広場の整備面積の算定とは、その趣旨・目的、時期が異なっているので、同一の算定式（昭和 28 年式）に異なる数値を用いて計算を行っても構わないと反論する（世田谷区準備書面(11)・5 頁）。

ウ しかしながら、同一の駅前広場の面積について、同一の算定式によって算定を行っているというのにもかかわらず、その基となる数値を一方では 14 万人余り、他方では 6 万人という数値を使って計算したというのであるから、その算定方法及び算定結果が合理性を有していないことは明らかである。

すなわち、趣旨・目的、時期が異なっているので、同一の算定式（昭和 28 年式）に異なる数値を用いて計算を行っても構わないとの世田谷区の主張は、むしろ、算定方法及び算定結果の不合理性を明白に裏付けるものなのである。

エ したがって、世田谷区の反論には理由がない。

(4) 上記原告主張 (4) に対する世田谷区の反論に理由がないことについて

ア 世田谷区は、上記原告主張 (4)（仮にパーソントリップ調査の数値を使うという世田谷区の主張を前提としても昭和 63 年の結果を用いることは不合理であること）に対し、「『どこからどこへ』移動したかなどを調べるものである」というパーソントリップ調査の性質上、その出発地である居住地の人口も大いに関連があると考えられる」ことから、下北沢駅の乗降人数について、当時の世田谷区全体の人口動向を考慮し、平成 10 年のパーソントリップ調査の結果が 50,050 人であったにもかかわらず、昭和 63 年の同調査の結果である 59,699 人とほぼ同じである 60,000 人と設定したと反論する（世田谷区準備書面(11)・6 頁）。

イ 世田谷区が主張するように、パーソントリップ調査は人が「どこからどこへ」移動したかを調べるものである。鉄道駅の乗降人数について言えば、出発地（どこから）の最寄駅の乗車人数、目的地（どこへ）の最寄駅の降車人数を調査するものである。

ここで、パーソントリップの「トリップ」とは、ある目的による出発地から目的地までの移動を1トリップとするものである。たとえば、自宅から会社までの移動（出勤）で1トリップ、会社から自宅までの移動（帰宅）で1トリップ、すなわち、出勤・帰宅で2トリップとなる。（丁48・1頁）

そして、トリップの交通目的は、通勤、通学、業務、帰宅、私事に大別されるが、帰宅が全体の42%を占めている（丁48・2頁）。帰宅というのは、その日、自宅から出発した人が再び自宅に戻ることであるから、全トリップの84%が、自宅から通勤先等の目的地へのトリップと、目的地から自宅へのトリップで占められていることになる。

すなわち、鉄道駅の利用としては、自宅の最寄駅と通勤先等の出先の最寄駅の利用がそのほとんどであることになる。

ウ 世田谷区は、パーソントリップ調査の結果は、その出発地の人口と関連しており、下北沢駅の乗降人数が世田谷区全体の人口と関連があると考えられることから、昭和28年式の基となる下北沢駅の乗降人数を設定するにあたり、世田谷区の人口動向を考慮したと主張する。しかし、世田谷区在住の人は、それぞれ最寄の駅から電車に乗るのであって、世田谷区全体の人口が下北沢駅の乗降人数に関連すると考えることは、そもそも前提において、不合理であることが明らかである。

エ 都市計画決定は、計画決定を行う際に考慮した事実に着しい過誤欠落がある場合に違法となるが、仮に、世田谷区が本当に世田谷区全体の人口動向を考慮して、昭和28年式の算定の基となる数値を60,000人に設定したとすると、前提とした事実に着しい過誤があることが明らかである。

したがって、世田谷区の反論には理由がない。

第2 世田谷区の主張がまったく証明されていないことについて

1 裏付証拠がまったくない世田谷区の主張

さて、以上のように、世田谷区の主張は変遷し、その不合理性は、主張が付加される度に増幅されているが、ここで訴訟の基本に戻って見てみると、区画街路 10 号線の交通広場面積の算定についての世田谷区の主張は、証拠によってまったく証明されていないことがわかる。すなわち、世田谷区は、原告らからの反論に対し、その場しのぎの主張をその都度付加しているが、これを裏付ける証拠がまったくないということである。

2 世田谷区の主張の骨子

世田谷区は、前述のとおり、区画街路 10 号線の交通広場面積の算定について、以下の主張をしている。

- (1) 下北沢駅は 1 日平均乗降客数が 10 万人を超えるが、下北沢駅についても昭和 28 年式を用いることができる。
- (2) 駅前広場の面積については、昭和 28 年式と昭和 48 年式で計算された面積のいずれか大きい方を基に広場面積を決定する。
- (3) 下北沢では、昭和 28 年式の算定結果のほうが大きかったので昭和 28 年式を用いた。
- (4) 昭和 28 年式の基となる数値については、平成 10 年のパーソントリップ調査の結果を入手していたが、世田谷区全体の人口動向を考慮して、昭和 63 年のパーソントリップ調査の結果とほぼ同じ数字に設定した。

3 世田谷区の主張を裏付ける証拠の欠如と同主張に反する証拠の存在

ところが、上記 (1)～(4)の世田谷区の主張を裏付ける証拠はまったくない。

(1) 世田谷区の上記主張 (1)について

世田谷区が提出した証拠を含め、下北沢駅には昭和 28 年式を用いることができないという証拠はあるが (丁 44、乙 6)、昭和 28 年式を用いることができるという証拠はない。

(2) 世田谷区の上記主張 (2)について

世田谷区の主張に反する証拠 (丙 12 等) はあるが、世田谷区の主張を裏付

ける証拠はない。

(3) 世田谷区の上記主張 (3)について

世田谷区は、区画街路 10 号線の交通広場面積の算定過程を示す証拠として、丁 6 号証と丁 8 号証を提出している。

しかし、丁 6 号証及び丁 8 号証では、いずれも、「駅前広場面積算定式として広く用いられている『48 年式』を用い」て算出するとしており（丁 6・1 頁、丁 8・1 頁）、昭和 48 年式の算定方法と算定結果が記載されているが、昭和 28 年式については、算定式すら記載されていない。

(4) 世田谷区の上記主張 (4)について

ア 丁 8 号証では、「本調査における駅前広場構想案については H10PT データにより、作成する」としていながら（丁 8・26 頁）、下北沢駅の乗降人員の平成 10 年のパーソントリップ調査の結果である 50,050 人という数値は、どこにも記載されていない。

イ また、世田谷区は、世田谷区全体の人口動向その他を考慮して、60,000 人という値を設定したというが、その検討過程がどこにもまったく記載されていない。

4 事実に反するその場しのぎの出鱈目な主張を繰り返す世田谷区

このように、世田谷区の主張によれば、60,000 人という数値を用いて昭和 28 年式によって交通広場の面積を算定するにあたり、算定方法について、複数の段階の考慮を行い、算定の基となる数値についても複数の考慮を経て設定したということになるが、これらを裏付ける証拠はまったくないのである。

要するに、世田谷区は、この訴訟において、原告らの主張に対する説明に窮して、事実に反するその場しのぎの出鱈目な主張を繰り返しているだけなのである。

第 3 まとめ

1 世田谷区の主張自体の不合理性と証拠の欠如・反対証拠の存在

このように、区画街路 10 号線の交通広場の面積に関する世田谷区の主張内容自体が不合理であることは、これまで繰り返し述べてきたところであるが、世田谷区の主張にはこれを裏付ける証拠は一切なく、むしろ世田谷区の主張に反する証拠があるのである。

2 主張の変遷、証明の欠如、主張内容自体の不合理性を象徴する世田谷区準備書面(11)、(12)の主張

そして、世田谷区が準備書面(11)および(12)で提出した下北沢駅の乗車人数に関連する数値として世田谷区全体の人口動向を考慮したなどという主張は、世田谷区のこの訴訟における主張の変遷、証明の欠如、主張内容自体の不合理性を象徴しているのである。

以上